

退職による紹介手数料の返還

1 乙は、甲に入社した候補者が、本人の責に帰すべき事由による解雇又は自己都合により退職に至った場合、甲から受領した紹介手数料に対し、次の期間及び比率に応じた返金率を乗じた金額を甲に返還するものとする。

退社時期	返金率
入社から1ヶ月未満	40%
入社から3ヶ月未満	20%

2 乙は甲に対し、前項に定める金額を、候補者の最終出勤日の属する月の月末締め翌月末日までに、甲の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払うことにより返還するものとし、振込手数料は乙の負担とする。